

秩父市

令和3年度工事監査

技術調査結果報告書

令和4年2月4日

受託者名 公益社団法人 大阪技術振興協会

調査員氏名 技術士(建設部門) 三木 充

調査実施日： 令和4年1月27日(木)

調査場所： 秩父市役所 4階第3委員会室
及び別所運動公園競技場走路改修工事
現地(秩父市別所地内)

監査執行者： 代表監査委員(識見) 阪本 昇寿
監査委員(議選) 小櫃 市郎

調査立会者： 監査委員事務局 局長 黒澤 康彦
主査 大沢 恵子
主査 山口 佳代

調査対象工事： 別所運動公園競技場走路改修工事

工事担当課： 市民部 市民スポーツ課

目	次	頁
【調査結果報告】		
1. 工事内容説明者	1
2. 工事概要	2
3. 工事監査における所見	3
(1) 事業目的について	3
(2) 計画について	3
(3) 設計について	4
(4) 積算について	5
(5) 契約について	5
(6) 施工及び施工管理について	6
(7) 現場施工状況について	7
(8) 監理及び検査等について	8
(9) その他について	8
4. 総合所見	9

【調査結果報告】

■対象工事名：別所運動公園競技場走路改修工事

1. 工事内容説明者

・対象工事関係

市民部

市民スポーツ課 次 長 野口 眞
主 幹 大橋 雄高

地域整備部

道づくり課 主 幹 富田 省悟

財務部

契約課 課 長 山田 千都
主 査 新井 豪

総務部

工事検査課 課 長 齊藤 昌巳
主 査 豊田 功

・工事現場関係

秩父市担当監督員 主 幹 大橋 雄高

日本フィールドシステム株式会社 関東支店 支 店 長 桑田 政明
現場代理人 小田 桂司
主任技術者 小田 桂司

2. 工事概要

- 1) 工 事 場 所 埼玉県秩父市別所地内
- 2) 工 事 内 容
 - ・【作業土工】 砕石スクリーニング埋戻し 18 m³
 - ・【施設撤去工】 既設内圏縁石撤去 18 m³ 既設ラインマーキング撤去 500 箇所
 - ・【舗装改修工】 トラック走路舗装工 4,410 m²、表面処理工 4,460 m²
 - ・【施設改修工】 内圏縁石マーキング設置工 200 箇所
レーンラインマーキング設置工 712 箇所
踏切板設置工 1 箇所、砂場枠補修工 1 箇所
- 3) 入 札 方 式 制限付一般競争入札（事後審査型）
- 4) 工 事 請 負 会 社 日本フィールドシステム株式会社 関東支店
- 5) 現 場 代 理 人 小田 桂司
- 6) 監 理 技 術 者 当該工事は下請負代金が 40,000 千円以下であり、建設業法第 26 条の適用は受けない。
- 7) 設 計 業 者 直営
- 8) 施 工 監 理 委 託 業 者 直営
- 9) 事 業 費 (消費税込)
 - 設計金額 15,923,600 円
 - 予定価格 15,923,600 円
 - 契約金額 13,966,700 円
 - 請 負 率 ≒ 87.71% (対予定価格)
- 10) 工 事 期 間 令和 3 年 12 月 6 日～令和 4 年 3 月 25 日
- 11) 工 事 進 捗 状 況 計画 56.5% 実施 29.6% (令和 4 年 1 月 26 日現在)
- 12) 公 告 日 令和 3 年 11 月 5 日
- 13) 開 札 日 令和 3 年 11 月 24 日
- 14) 契 約 年 月 日 令和 3 年 12 月 6 日
- 15) 財 務 内 訳 補助対象工事 一般財源 100%
- 16) 前 払 金 5,500,000 円 (工事請負契約書より)
- 17) 中 間 前 払 金 2,700,000 円 (工事請負契約書より)
- 18) 契 約 及 び 前 払 保 証 損害保険ジャパン株式会社
保証金額 1,396,670 円 令和 3 年 11 月 30 日納入済
- 19) 工 事 監 督 員 担当監督員 主 幹 大橋 雄高

3. 工事監査における所見

今回の技術調査は、秩父市監査委員の要請により実施するもので、午前より当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査等に関する書類調査並びに聞き取り調査を行ったのち、午後に現地において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行ったので、その結果について以下に申し述べる。

(1) 事業目的について

平成23年に制定された「スポーツ基本法」において、スポーツは国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされている。また、同法においてスポーツは、青少年の健全な育成や、地域社会の再生、心身の健康保持増進、社会・経済活力の創造、国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたり役割を果たすものとされている。

この「スポーツ基本法」に基づき、秩父市では、スポーツの振興及び普及を推進し、まちづくりを進めていくうえでスポーツが広く位置づけられ、スポーツの価値を高め、社会に大きな役割を果たすことを目的として令和元年に「スポーツで元気なまちづくり！」を目指して令和元年度から令和5年度までの5か年をその計画期間とし「秩父市スポーツ振興基本計画」を制定した。

本工事は、「秩父市スポーツ振興基本計画」に基づき、別所運動公園競技場の老朽化した走路を改修する工事である。一部地表に突出している走路の縁石ブロックを撤去し、日本陸上競技連盟が定める第4種公認競技場に準ずる規格の走路に改修する。陸上競技の競技力向上を図るとともに、多目的に利用されるグラウンド利用者の安全確保を目的としている。

(2) 計画について

ア、工事箇所は、別所運動公園の敷地内であり、公共関連施設及び第三者との調整は必要なかった。

イ、発注者による地元説明は、施設利用者に工事中における利用停止の通知（10団体程度）を行うとともに毎月の利用予約の際、別施設の紹介等で理解を得ており、適切に対処している。なお、予約の際「早期に利用できるようにしてください」との要望は寄せられている。

ウ、工事執行は、「秩父市契約規則」（平成17年4月1日規則第57号）第5条及び契約課が作成した「工事等契約事務の流れ」（フロー図）に基づき、令和3年10月13日に起案され、「秩父市事務専決規程」（平成17年4月1日訓令第8号）に基づき、市長により承認され、適正であることを関係書類で確認した。但し、起案後の審査、承認において日付が不明であり正式文書としての改善が望まれる。

(3) 設計について

ア、設計図、構造・数量計算書等は、「平成 29 年改訂版 屋外体育施設の建設指針」に則り、市民部市民スポーツ課が設計し「秩父市建設工事請負契約約款」（令和 2 年 10 月 6 日）等に則り、主幹が起案し、課内で照査・検算が行われており、適正であることを工事設計書等の関係書類で確認した。ただし、提出された「設計図書類」に対する起案、照査の月日の記載がなく、時系列等を確認するためにも明確にすることに改善の余地がある。

イ、工事期間の算定は、埼玉県「土木工事標準積算基準書」（工事編）〔参考資料〕第 4 章工期の算定に基づき、不稼働日を休日（土日祝日 32 日）、年末年始休暇（6 日）、計 38 日と設定し、又、秩父市の 1, 2 月の平均降水量は 35mm と少ないが、降雪・土壌凍結によるグラウンド仕上げ作業への影響も考慮し、工期を令和 3 年 12 月 6 日から令和 4 年 3 月 25 日までの 110 日と設定しており適正に設定されていることを確認した。なお、今後、異常気象やコロナウイルス感染症対策としての不稼働日の発生も考えられ、その際は別途協議を行ない工期の見直しも考慮している。

ウ、特記仕様書は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（令和 2 年 4 月版）に定めるもののほかに、特記仕様書において、再資源利用に関する事項が定められており、工事に関する必要な事項を勘案しており適正である。

ただし、上記特記仕様書は、他工事にも流用できる内容であり、当該工事に関する発注者の特別要求事項が不明瞭であり、発注者の意図が伝わりにくいものとなっており改善の余地がある。

エ、経済性について、再生資源の利用促進を特記仕様書に定め実施している。又、トラック走路舗装工において、既設土を活用し、かつ砕石について再生資材を利用することとした設計となっており経済性を考慮した設計となっている。

オ、高齢者等に対する配慮は、工事施工中、一般住民が立ち入ることのない施設内での作業であり、設計段階における配慮はしていない。

なお、今後の利用者に対し、地表に突出した走路の縁石ブロックを撤去することでフラットなグラウンドとして使用できるよう配慮された設計となっており適切である。

カ、将来における維持管理費の縮減を図るために、トラック走路等の表層で使用している材料は近隣で採取される材料を使用しており適正である。また、ポイントマーカーの基礎を地表から設置出来るタイプとし、修復時の維持管理を考慮した設計となっている。

キ、設計において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。

- ① 日本陸上競技連盟の第 4 種公認競技場に準ずる規程
- ② 平成 29 年改訂版屋外体育施設の建設指針

(4) 積算について

ア、積算において準拠した主な基準等について調査したので以下に示す。

①土木工事積算基準書（令和2年度11月版）埼玉県

②屋外スポーツ施設舗装工事積算の手引き（令和3年改訂版）

公益財団法人日本スポーツ施設協会屋外施設部会

③建設物価(令和3年10月)

④積算資料(令和3年10月)

イ、積算基準等に無い単価については、踏切板、フェール判定ゴム及びフィールドマークなどが該当したが、令和3年9月6日起案により決裁された「見積による資材単価の決定について」に基づいて過去関東圏内で施工経験のある業者3社に対して見積もりを行い、各社の平均を施工歩掛りとして決定され適切に設定されていることを確認した。

ウ、積算は、市民部市民スポーツ課が実施し、算出根拠資料として、積算書作成時に使用した単価や歩掛等をファイルにして市民スポーツ課のキャビネットに保管されていることを確認した。また照査については、選任された校合担当者（道づくり課）が照査を行っており、適正に照査がなされていることを確認した。なお、採用した積算単価等については、一覧表に取り纏め関係資料、該当ページ等が解るように整理されており非常によく管理されていた。

(5) 契約について

ア、入札公告から入札までの期間は、公告：令和3年11月5日、開札：令和3年11月24日と「地方自治法施行令」第167条の6、「建設業法施行令」第6条及び「秩父市契約規則」第23条で定められた期間以上あり特に問題はない。

イ、予定価格の計算、予定価格書の作成は、「秩父市契約規則」第26条に基づき、財務部契約課の契約担当者が予算専決権者である市長の決裁を得て行われている。予定価格調書は、作成後、予定価格封筒に入れ封緘し、施錠ができる場所で適切に保存し、開札時に開封しており、秘密保持は適正に行っている。

ウ、契約書、見積書等関係書類及び帳簿は、施工中は市民スポーツ課で保管され、事業完了後、「秩父市文書取扱規程」に基づき、庁内文書ファイリングシステムに入力し、庁内書庫で保管される。なお、入札契約情報はシステム入力し、契約台帳として整理しており、いつでも参照可能となっており、適正であることを確認した。

エ、入札公告等の諸手続きは、「地方自治法施行令」第167条の6第1項及び「秩父市契約規則」第23条の規定、「秩父市公告第195号」及び「埼玉県電子入札情報公開システム」に基づき適正かつ公正に行っていることを確認した。

オ、入札方式は、「秩父市公共工事等電子入札運用基準」及び「秩父市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱」に基づき、契約課が適正に行っており、2社が応札し、関東エリアに本社等があり、総合評価点750点以上の入札条件を満足した「日本フィー

ルドシステム株式会社関東支店」が落札者として決定されていることを確認した。

カ、資格要件は、契約課及び市民スポーツ課が参加資格を「秩父市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱」に基づき事後審査を行い「秩父市契約規則」に基づき、契約課が令和3年11月26日落札者の決定及び通知により適正に実施されていることを確認した。

キ、監督員指名の通知は、「秩父市建設工事請負契約約款」（第9条）に基づき、契約課が令和3年12月6日に受注者に通知されており適正に実施されていることを確認した
ク、現場代理人等の通知は、受注者から「秩父市建設工事請負契約約款」（第10条）に基づき、令和3年12月6日に現場代理人及び主任技術者の氏名及び資格が「現場代理人等通知書」により市民スポーツ課に提出されており適正であることを確認した。

(6) 施工及び施工管理について

ア、諸官庁への許可申請は、適切に実施されていることを確認した。

監督署関係	特定元方事業者等の事業開始報告、保険関係成立届 等
経済産業省関係	COBRIS申請
市町村関係	なし

イ、施工計画書は、施工条件の明示、設計図、設計内訳書及び共通仕様書等に基づき、当該工事を施工するための基本を示すものである。請負業者から提出された施工計画書は、監督員の審査後、市民スポーツ課長で承認されており適正であることを確認した。ただし、提出日（受付印）等の記載がなく承認日が不明であることに改善の予知がある。

ウ、施工に関する規程を以下に示す。

- ①埼玉県土木工事实務要覧（平成31年4月）
- ②平成29年改訂版 屋外体育施設の建設指針

エ、当該工事に提出されている施工計画書の内容について詳しく調査したのでその結果を以下に示す。請負業者の指導をお願いしたい。

①計画書にページが付されていない。ページが付されていないと追加、改ざんが容易にできる形式となっている。故に以下に示すような齟齬が発生している。

- ・当初「工事内訳書」が添付されていたが改訂版では無くなっている。
- ・当初「緊急時の体系図」は空欄であったが改訂版では形式が変わり記入されたものが添付されている。

②施工体系図に記載されている「統括安全衛生責任者」は、どのような役割を担う者でしょうか？労働安全衛生法では、「総括安全衛生管理者」は事業場毎に選任、一定規模以上の作業所では統括管理が求められ「統括安全衛生責任者」の選任が必要とされています。統括安全衛生責任者を指名した場合「元方安全衛生管理者」の選任も必要となっています。労働安全衛生法令を確認して法遵守の徹底を図らせてく

ださい。

- ③全体工程表では、2月末に工事完成、竣工検査予定となっているが、設計段階の工期との整合性はどのように考えるのか？
- ④現場組織図の陣容と現場組織表のスタッフに齟齬がある。関東支店の在籍であっても測量係、写真管理係など現場に直接関与する陣容は組織図に加えさせてください。
- ⑤準備工に記載の「工事施工規定」は受注者（フィールドシステム㈱）の社内規程であるならば、どの条項をどのように適用するのか確認することをお勧めします。
- ⑥準備工の一般事項に道路使用許可が必要と記載がありますが、そのような場所はあるのでしょうか。他に埋設物調査、地域住民への工事概要の説明とあります。現場条件に合致しない記載があり、修正をお願いします。
- ⑦5) 工事標識・看板の設置や6) 伐開・伐木については、現地の施工環境と整合性を図ってください。
- ⑧準備工に記載されている内容は、他工事でも使用可能な一般事項が記載されています。当該工事に特化した内容となるよう指導してください。
- ⑨安全管理の記載内容は、一般事項であり当該現場における安全管理を示したものでない。安全管理を実行するための体制が記載されていません。関東支店の安全管理組織と現場の安全管理の役割・責任を明確にしてください。
- ⑩創意工夫の不正軽油の排除についてはその具体的な方法を記載させてください。

「施工計画書」は請負業者のバイブルである、厳正な審査と計画通りの実施の指導をお願いします。

オ、施工計画書は、前述したように、設計図書等に基づき発注者の要求する品質のものを構築（ものづくり）するための重要なシナリオであることを理解していただきたい。ISOに基づく品質管理において、「P（計画）・D（実施・施工）・C（検証・チェック）・A（対応策）」の循環における「P」に相当するものである。同計画書に必要な事項を述べると、「何を、誰が、どのような目的で、どのように、いつまでに、どの部分を」について明確にし、読んだものが理解できるように作成することを請負業者に指導いただきたい。

(7) 現場施工状況について

- ア、当該工事現場掲示物（施工体系図、安全指示類等）について調査したが、工事現場に適切に掲示されていることを確認した。
- イ、工程表の計画と実施出来高比較は請負業者から「工事履行報告書」（直近令和4年1月26日）を提出させ、適宜進捗状況を確認している。また、それ以外に毎週金曜日に開催する週間工程打合せ結果を「週間工程表」として提出を求め、合わせて進捗度の確認をしており適切ある。

- ウ、使用材料は、「材料承諾書」（令和4年1月6日：6種）の提出により監督員が承認しており確実に監理されていることを確認した。
- エ、各種材料の現場保管は、「ポイントマーカー」（972個）が搬入されていたが、現場設置の倉庫に確実に保管されていることを確認した。なお、工事初期段階であり今後は段階検査も含め、「立会検査記録」及び「段階確認検査一覧表」を作成するとともに写真を撮り、保管する予定であることを確認した。
- オ、各種承諾書、記録写真等の請負人提出書類は、2部作成され、市担当課（市民スポーツ課）に1部、受注者に1部をそれぞれ保管していることを確認した。
- カ、工事施工に使用している「0.18 m³ドラグ・ショベル」及び「0.4 m³ショベル・ドーザー」の建設機械は排出ガス対策型および低騒音・低振動型を使用していることを確認した。
- キ、現場安全管理は、安全施工サイクルを基本に適切に実施されていることを確認した。また、新規入場者教育は、計3名に対し実施し、もれなく適切に実施していることも確認した。更に1月度の「災害防止協議会」において安全教育（半日教育）として「重機災害の防止」、「コロナ感染対策」及び「第三者災害防止」に基づき実施していることを確認した。
- ク、適用した法令等は以下の法令等に基づき適切に実施されていることを確認した。
- ① 建設業法
 - ② 労働基準法
 - ③ 労働安全衛生法
 - ④ 建設リサイクル法
 - ⑤ 秩父市工事請負契約約款

(8) 監理及び検査等について

工事着工は1月6日であり、検査等はこれから本格的に実施することとなるが、検査項目を洗い出し、計画に沿った検査等を実施し、検査項目に漏れの無いように監理してください。

ア、資材確認・出来形確認・品質確認等は、以下の基準等に基づいて行われており適正である。

①平成29年改訂版 屋外体育施設の建設指針

イ、主な施工検査、材料試験について「段階検査確認表」を作成、記録を市民スポーツ課、受注者それぞれが保管することとしていることを確認した。

ウ、写真、検査記録は、1冊に綴り整備・保管する予定であることを確認した。

(9) その他について

ア、工事目的を達成するためには、各工事の確実な履行が必要不可欠である。自然災害が多発している時代に入って、市民の活気を呼び起こす「スポーツで元気なまちづく

り！」を目指している事業であることを認識され、請負業者の指導に当たっていただきたい。

イ、請負業者の指導は、元来発注者が行う必要はないものであるが、昨今、請負業者のミスによる工事事故（施工ミスによる不良品質）、第三者災害及び労働災害の発生が多くなっている。特に、施工ミスによる粗悪構造物は、工事目的物の短寿命化に繋がることであり、特に公共工事であってはならないことである。従って、これらのリスクを想定して安全に工事を進めるには、工事を受注する請負業者のレベルアップを図る必要がある。地道ではあるが、発注者として、工事を通して継続的に請負業者のレベルアップを図ることが有効であるので教育・講習および指導等を検討して実施していただきたい。

4. 総合所見

今回の技術調査は、午前から当該工事の計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理、監理及び検査に関する書類調査並びに聞き取り調査を行った。午後に現場において施工状況の確認、聞き取り調査及び掲示物調査を行った。

その結果、特に指摘する事項はなく、おおむね適正に工事が執行されていると判断した。しかし、工事監査における所見の各項目に、配慮していただきたい事項を記載したので今後の工事に活かしていただくことを願っている。

また、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、平成 29 年 3 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）」が施行されました。

国では同法第 8 条に基づき、平成 29 年 6 月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を策定しました。同法第 9 条において、都道府県は、「国の基本計画」を勘案し、都道府県の計画を策定することが努力義務とされていることを踏まえ、埼玉県では、令和 3 年 3 月に「埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」を策定しました。

その中で、「県内建設業は、本県の道路、河川や建築物などの社会基盤の整備 維持管理を担う基幹産業であると同時に、近年被害が甚大化する傾向にある台風などによる風水害や 地震などの自然災害の発生時には最前線で復旧復興を支える役割を担う他、昨今のコロナ禍においても事業の継続が求められるなど、県民の安心安全な生活を確保する上で欠かすことのできない地域の守り手である」と示されている。

働き方改革が進められている昨今、適正な工期の設定や安全経費の適切な使用、リスクアセスメントの取組みなどが求められており、建設工事における環境の整備、建設業者の育成、働く人の安全意識の向上をめざし、事業執行を進められるよう期待する。

以上